

沿革

戸賀港は、男鹿半島の西北端に位置し、湾口を西側にもった楕円形の湾状をなし、三方を標高200m前後の丘陵に囲まれた天然の良港で、環状となった湾の生成は、火山の爆裂口ともいわれている。明治32年頃より昭和15年頃までは、北海道方面への漁業従事者を乗船させるため300トン級の船舶が寄港し、また、日本海を従来する大型機帆船の寄港にも利用され海上輸送の重要な位置にあった。昭和26年、港湾法の制定により避難港に指定され、昭和28年、港湾法により秋田県が港湾管理者となった。

港湾施設の整備は、昭和33年度から運輸省の補助事業(局部改良事業)として、戸賀地区・塩戸地区に地元漁船対象の船溜り築造工事がはじまり、昭和52年度からは地方港湾改修事業により戸賀地区の整備拡充が図られ、現在は完成港湾となっている。

一方、海岸事業は昭和39年度から海岸保全事業が着工され、更に平成4年度からは、ふるさと海岸整備事業として階段護岸等の整備が、平成16年度には海岸環境整備事業として塩戸遊歩道が整備され、現在に至っている。

また、戸賀地域の産業の主体が漁業であったことから、戸賀港は漁港として利用されてきたが、男鹿半島が昭和28年に県立公園、昭和48年には国定公園の指定を受けて男鹿観光の海上ルート(戸賀～門前)の基点港として利用され、日本海の荒波に作りあげられた奇岩や景岩美は、訪れる人々の目を楽しませてくれる。更に平成16年7月にリニューアルオープンした男鹿水族館GAO(ガオ)には東北地方では珍しいホッキョクグマが展示され、男鹿の海大水槽などと共に観光の目玉となっている。

一方、約1.54km²の広さをもつ湾内は浅海漁場に恵まれているもののその利用頻度は低いことから、昭和42年～昭和47年度までに行われた浅海漁場開発調査を契機に、昭和48年～昭和51年度に湾口に消波堤を施工し、水産資源培養型漁業基地として、現在マダイ・ハタハタの中間育成が行われており、地元産業振興の拠点港として発展が期待されている。

関係法令による指定状況

指 定 年 月 日	関 係 法 令	指 定 区 分	備 考
昭和26年1月19日	港 湾 法	避 難 港 湾	港湾法施行令第1条
昭和26年3月10日	港 湾 調 査 規 則	乙 種 港 湾	港湾調査規則第3条
昭和29年8月25日	公 有 水 面 埋 立 法	乙 号 港 湾	公有水面埋立法施行令第32条の3
昭和39年4月28日	海 岸 法	海 岸 保 全 区 域	海岸法第3条第1項(平成16年2月27日一部変更)
昭和40年6月22日	港 則 法	港 の 区 域	港則法施行令第1条(県告示第171号)

【港湾の位置】 男鹿市戸賀字戸賀
北緯39°47'22.929" 東経139°41'47.823" (湾口)

港湾区域

港 湾 法 水 域	弁天岬を中心として1,500mの半径を有する円内の海面	433万㎡	※昭和25.5.31法律第218号、昭和28.9.17付秋田県公示(秋田県が昭和28.7.30港湾法第33条第1項の規定により、当該港湾の管理者となったことについて、港名と当該港湾区域の告示)
-----------	-----------------------------	-------	--

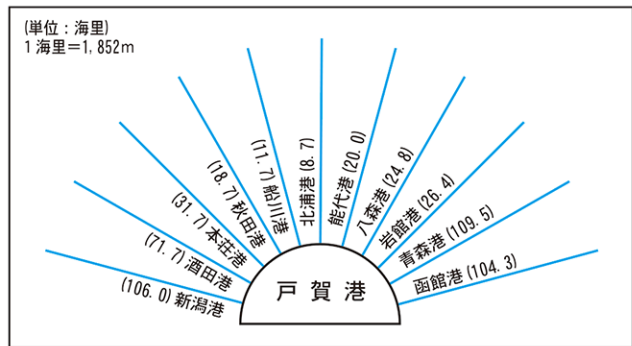
外郭施設

戸賀地区防波堤	延長 445.14m
塩戸地区防波堤	延長 385.75m
塩浜地区防波堤	延長 159.00m
護 岸	延長 2,957.35m
階 段 護 岸(海岸保全施設)	戸賀地区 延長 495.37m
	塩戸地区 延長 36.71m
離 岸 堤(海岸保全施設)	18基 1,340.00m

係留施設

戸賀地区物揚場	延長 502.00m
塩戸地区物揚場	延長 50.00m
浜塩谷地区船揚場	延長 52.00m
平床地区船揚場	延長 15.00m
戸賀地区船揚場	延長 200.00m
塩戸地区船揚場	延長 190.00m
塩浜地区船揚場	延長 100.00m

各港との距離



男鹿水族館GAOと塩戸遊歩道

